

福島県工業開発条例の概要

■福島県工業開発条例とは

適正な工場立地を推進するために必要な措置を明らかにするように定められたものです。この中で、最も事業者の方と関連があるのが、土地利用計画（都市計画法、森林法）との整合性や公害防止措置などの定めで、事前の届出が必要です。



(1) 工場設置新設（増設）届出書（福島県工業開発条例第13条）

届出対象	・敷地面積1,000㎡以上の工場で、新設または増設を行うとき ・生産施設を300㎡以上増設するとき ・増設の生産施設面積が、増設前の生産施設面積の20%を超えるとき
内容	土地利用計画（農地法、森林法、都市計画法等）との整合性について 公害防止措置（大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の防止措置及び廃棄物の適正処理）について
届出の時期	工事着手の90日前までに提出（短縮申請はありません。）
届出の部数	3部（正本1部＜福島県用＞、副本2部＜須賀川市用、県中地方振興局用＞）

(2) 作業開始届出書（福島県工業開発条例施行規則第3条）

届出対象	・工場設置届出をした者が、当該工場の作業を開始したとき
届出の時期	作業を開始後、すみやかに
届出の部数	3部（正本1部＜福島県用＞、副本2部＜須賀川市用、県中地方振興局用＞）

3 届出先・お問合せ先

須賀川市経済環境部商工課

〒962-8601 福島県須賀川市八幡町135番地

電話：0248-88-9142 FAX：0248-72-9845

Email：syokou@city.sukagawa.lg.jp